

**チェックシートB**  
**(ガス化改質方式の焼却施設用)**

①処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第2号イ）

	t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>
	t・m <sup>3</sup>

②改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第3号イ(4)）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

③除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第3号イ(6)）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

④除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第3号イ(9)）

当該測定に係る排ガスを採取した位置	
当該測定に係る排ガスを採取した年月日	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

⑤冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去した年月日（規則第4条の5第1項第3号イ(7)）

--